

## ○ 回答書

令和6年7月12日 現在

【件名】 令和6年度 安八町土地開発公社 公告第1号  
安ハスマートインタチェンジ工業団地整備事業 企画提案募集

No.	提出日	項目	質問	回答	
				回答日	
1	R6.7.9	① 土地の借地について			
			・ 借地契約は事業用借地か普通借地のどちらか。	R6.7.12	⇒ 普通借地です。
			・ 借地契約は地権者との直接契約ではなく安八町との契約にできないか。	R6.7.12	⇒ 地権者⇄安八町⇄事業者の3者契約の予定です。
			・ 賃貸借内容〔予定〕とあるが、変更の可能性はあるのか。		※後日回答
			予定が決定となるのはどのタイミングになるのか。		
			・ 借地契約の満期時、継続契約の際には安八町に参与はしてもらえるのか。	R6.7.12	⇒ 安八町（安八町土地開発公社）が仲介して支援します。
			・ 借地部分の将来的な買取りは可能か、また事前の売買予約は可能なのか。	R6.7.12	⇒ 地権者との交渉によりますが、売買予約については賃貸借契約書に
			その場合、買取価格など安八町に参与はしてもらえるのか。		明記したいと考えています。
			・ 区画Fには借地が含まれているが、正確な位置はどこか。	R6.7.12	⇒ 区画のほぼ中央に位置していますが、協議により移動可能です。
		② 助成金、税制優遇等について			
			・ 土地を使用する岐阜県内の企業が取得する場合と県外の100%親会社が取得する場合で違いがあるのか。	R6.7.12	⇒ 安八町が実施する制度については、違いはありません。
		③ 排水について			
			・ 事務所等からの生活排水は下水ではなく、敷地内浄化槽による処理で決定なのか。	R6.7.12	⇒ 実施要領に記載のとおりで決定しています。
		④ 緩衝帯について			
			・ 敷地内緑地として使用することは可能か。	R6.7.12	⇒ 工場立地法の特例により可能です。但し、土地利用形態により100%使用できるとは限りません。
		⑤ 民家について			
			・ 区域のほぼ中央に民家が残るが、安八町との間で苦情等に関する取り決めはなされているのか。	R6.7.12	⇒ 書面等で取り交わしていませんが、本事業の計画について説明・了解いただいています。
		⑥ 将来計画について			
			・ 今回の計画区域の東側に工業団地を拡張する計画はあるのか。民家が建つ可能性はないのか。	R6.7.12	⇒ 拡張計画は現在のところ未定です。計画区域の東側は「市街化調整区域」のため、民家が建つ可能性は低いと考えています。
		⑦ 審査項目について			
			・ 「審査項目・配点」内に「⑤提案価格 20点」とあるが、どのような評価がされるのか。	R6.7.12	⇒ 実施要領に記載のとおり5段階評価で、最低制限価格から高い順に評価します。
		⑧ 進出支援について			
			・ 人材確保に関する支援はあるのか。また町外からの転入者に対する支援等は考えているか。	R6.7.12	⇒ 人材確保に関しては「雇用促進奨励金 ( <a href="https://www.town.anpachi.lg.jp/000000073.html">https://www.town.anpachi.lg.jp/000000073.html</a> )」の他「安八町ふるさと就職奨励金制度 ( <a href="https://www.town.anpachi.lg.jp/0000001892.html">https://www.town.anpachi.lg.jp/0000001892.html</a> )」を実施しています。
					町外転入者に対する支援として「安八町住宅取得助成金制度 ( <a href="https://www.town.anpachi.lg.jp/0000001892.html">https://www.town.anpachi.lg.jp/0000001892.html</a> )」を実施しています。